

少年法適用年齢引下げに 反対する市民集会

18歳、19歳 必要なのは 「刑罰」 ですか？

Program

- 基調報告
- パネルディスカッション

パネリスト

伊藤由紀夫氏

家庭裁判所調査官

八田 次郎氏

元小田原少年院長

鈴木 哲史氏

岩手県立葛巻高等学校教諭

現在、自民党や法務省を中心に、少年法の適用年齢を現在の20歳未満から18歳未満に引下げようとする議論が進められています。

少年法の適用年齢が18歳未満に引下げられた場合、18歳、19歳の若者は、「成人」と扱われ、刑事手続きによって「罰」が与えられることになります。

しかし、18歳、19歳という成長途上の若者に、「罰」を与えるだけで問題は解決するのでしょうか。それぞれの生活環境の調整や教育的な配慮が必要なのではないでしょうか。

本集会では、家庭裁判所や教育、矯正分野の関係者によるパネルディスカッションを通して、少年法適用年齢引下げによる問題点を多角的な視点から検討していきます。皆様のご参加をお待ちしております。

2018

3/31

入場無料

土 午後1時～4時

(開場：午後1時15分)

アイーナ (いわて県民情報交流センター) 会議室803

盛岡市盛岡駅西通1丁目7番1号 ※事前申込不要

主催 東北弁護士会連合会

共催 日本弁護士連合会
岩手弁護士会

